

JHF 会員会費の使途に関する規程

制定 2010年10月18日 理事会
改定 2010年11月18日 理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下「JHF」という。）定款第7条に基づき制定された会員会費規約における会費の使途に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の使途)

第2条 会員会費規約第3条(2)(3)の会員からの会費収入は、毎事業年度における収入合計額の50%以下の範囲で当該事業年度の法人会計管理費に充てる事ができ、同時に20%以下の範囲で当該事業年度の補助事業費に充てる事ができる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、JHFの公益社団法人設立登記のあった日（2011年4月1日）から施行する。